

# 令和7年度三重自慢の観光資源を活用した滞在価値創出支援業務委託仕様書

## 1 業務の名称

令和7年度三重自慢の観光資源を活用した滞在価値創出支援業務

## 2 業務の目的

DMO、観光協会、エリアマネジメント団体など（以下、「DMO等」という）を対象に、三重県の特徴的な自然、歴史・文化、食などの観光資源を活かした観光コンテンツの磨き上げによる滞在価値の創出や、その滞在価値を旅行者へ提供できる体制の構築及び地域ブランディングに向けた取組を支援することで、旅行者の滞在時間や宿泊数の増加を図る。

令和6年度（1年目）は、本事業の取組に意欲的なDMO等を8団体選定（以下、「選定団体」という）し、専門家による伴走支援を通じて、地域連携体制の構築や、連携事業計画（＝観光地域マーケティング戦略）の策定、事業化可能性調査、滞在モデルコースの造成、次年度に向けたアドバイスなどを実施した。

2年目となる令和7年度は、引き続き各選定団体の連携事業計画の実現に向けて、滞在型の旅行商品を持続的に提供・販売できる体制の構築や、地域ブランディングの推進など、選定団体のニーズに応じた支援を実施するとともに、選定団体以外の地域が、独自に観光コンテンツの磨き上げや、旅行商品の提供・販売体制の構築、プロモーション、地域ブランディング等に取り組む際に、アドバイスが可能な専門家の派遣を行う。

選定8団体は以下のとおり。

- ・ 桑名エリアマネジメント株式会社
- ・ 一般社団法人グリーンクリエイティブいなべ
- ・ 一般社団法人四日市観光協会
- ・ 一般社団法人菰野町観光協会
- ・ 一般社団法人DMOカメヤマモデル
- ・ 一般社団法人伊賀上野観光協会
- ・ 一般社団法人紀北町観光協会
- ・ 一般社団法人ツーリズムみはま

## 3 委託業務の実施期間

契約締結の日から令和8年3月24日（火）まで

## 4 業務内容

### (1) 令和6年度の選定団体に対する支援

各選定団体の連携事業計画の実現に向けて、以下①～⑦の支援を行うこと。

なお、各支援の基本的な仕様を以下に示すが、支援の具体的な内容や時期、回数等については、企画提案コンペでの提案をもとに、選定団体ごとの課題などもふまえ、各選定団体及び三重県と協議したうえで、最終的に決定すること。

なお、選定団体ごとに連携事業計画の実現に向けたプロジェクト統括者を配置したうえで、以下①～⑦の支援内容に合わせた適切な企業や専門家を選定し、伴走支援を実施すること。

#### ①『滞在コンセプト』のブラッシュアップ・言語化

各選定団体が、旅行商品化しようとしているモデルコースの『滞在コンセプト

ト』をブラッシュアップし、旅行者の興味・関心につながる表現で分かりやすく言語化できるよう支援すること。

## ②旅行商品の提供・販売体制の構築

選定団体ごとに、具体化しようとする旅行商品の内容に適した以下ア～オの支援を行うこと。

ア. 旅行者が安心・快適に移動・滞在できる受入環境や案内・情報提供の仕方を検証のうえ、改善策を提示すること。

イ. 令和8年度以降の持続可能な提供・販売体制を見据え、旅行商品としての採算性や適正価格を検証すること。

ウ. 旅行商品を提供する地域のそれぞれの事業者が、連携事業計画のKPIを達成するための共通認識を持ち、旅行者の受入機運を高めるための意見交換の場を設定すること。

エ. 選定団体に対し、旅行会社のニーズに対応できる地域内調整機能（モデルコースのカスタマイズ・ランドオペレート等）の確立に向けたアドバイスをを行うこと。

オ. 上記ア～エを踏まえて、連携事業計画のモデルコースをブラッシュアップしたうえで、モデルコースを構成するコンテンツごとの Tarif を作成すること。

## ③WEBページ及びツールの作成

選定団体ごとに、以下ア～イの作成を行うこと。

ア. 各選定団体の旅行商品の認知を獲得するためのWEBページを作成すること。  
なお、作成したWEBページは各選定団体の専用サイトで管理できるようにすること。（選定団体ごとに1件）

イ. 各選定団体が販促・PRに利用できる画像の撮影及びデータ提供を行うとともに、チラシを作成（データのみ）し提供すること。

## ④旅行商品の販売プロモーション

選定団体ごとに、以下ア～ウの支援を行うこと。

ア. 各選定団体の旅行商品の提供・販売能力や、ターゲットに適した販路を見極めたうえで、旅行会社とのマッチングやファミトリップの実施、又は地域OTAを活用した販売など、効果的と考える販売プロモーション施策を自由に企画立案し、実施すること。（選定団体ごとに1回以上）

イ. 商品販売後又はテストマーケティング後において、旅行者の声の把握及び改善策の提案を行うこと。（選定団体ごとに1回）

ウ. 上記③で作成したWEBページのアクセス数向上のため、効果的と考える情報発信手法について自由に企画立案し、実施すること。

## ⑤地域ブランディングの促進

各選定団体が、自ら地域ブランディングの推進に向けて取り組めるよう、以下ア～イの支援を行うこと。

ア. 各選定団体による地域ブランディングを促進するため、SNSやプレスリリースの活用など、効果的な情報発信に関する研修会を開催すること。（1回）

イ. 各選定団体の取組を相互に共有し、発信力を向上させるための情報交換会を集合形式で開催すること。（1回）

## ⑥連携事業計画のブラッシュアップ

各選定団体が、上記①～⑤を踏まえて連携事業計画のブラッシュアップを行えるよう支援するとともに、令和8年度以降の取組方針等についてアドバイスをを行うこと。

## ⑦その他、効果的と考える支援策

上記①～⑥の支援のほか、各選定団体が連携事業計画を実現するために効果的  
と考える支援策について自由に企画立案し、実施すること。

なお、この場合、上記①～⑥の基本的な仕様の内容や回数等を変更・調整して  
も差し支えない。

#### ※提案ポイント

上記①～⑦について、支援の具体的な内容や時期、回数等について提案すること。  
なお、選定団体ごとに提案する必要はなく、必要と考える支援の基本的な枠組みを  
提案すること。

#### ※本業務の契約締結後の対応

- ・各選定団体の支援について、企画提案コンペ時の提案内容に基づいて各選定団  
体へヒアリングを行い、選定団体および三重県と協議のうえ、8選定団体分の  
支援プランとして確定し実施すること。
- ・各選定団体が国の支援の活用もしくは独自の取組等により、上記①～⑦の支援  
のいずれかが不要となる場合は、代替支援について各選定団体の希望をヒアリ  
ングし、選定団体および三重県と協議のうえ、実施すること。

### (2) 上記(1)以外の地域の取組に対する支援

令和6年度の選定団体以外で、滞在型観光の推進にかかる取組を行うDMO等から  
次のいずれかについて支援の要望がある場合は、県と協議の上、企業や専門家による  
支援を行うこと。その際、支援回数は1つのDMO等について2回までとし、合計回  
数は10回とする。

- ・滞在型の観光コンテンツの磨き上げ
- ・旅行商品の造成
- ・旅行商品の販売・提供体制の構築
- ・地域ブランディングの推進

### (3) JSTS-D取得に向けた支援

DMOや地方公共団体、観光協会等(以下、「DMO等」という)を対象に、「日本  
版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)」の制度の理解を深めるとともに、D  
MO等が策定する観光計画等をはじめとした様々な取組に、JSTS-Dロゴマーク  
が使用できるよう、JSTS-Dの認定取得に向けて企業や専門家による支援を行う  
こと。なお、支援を行う地域は2地域とし、県と協議の上決定すること。

#### ※提案ポイント

伴走支援の具体的な内容、支援回数等について提案すること。

### (4) 打合せの実施

本業務の進捗管理や円滑な遂行等を目的に、県と定期的なミーティングを実施する  
こと(2週間に1回程度)。

また、必要に応じて、対面又はオンラインでの打合せを開催すること。なお、オン  
ラインの場合は場所(バーチャル会議室)の設定をすること。

なお、ミーティングの記録作成を行い、県へ共有すること。

## (5) 報告事項

受託者は、次の項目について、県への報告を行うこと。

ア 業務運営に係る体制の見直しが必要となった場合は、県へ報告を行い、協議すること。

イ 県の判断が必要なものおよび重要と判断されるものについては、その都度直ちに県に報告し、情報を共有するとともに、必要に応じて指示を受けること。

## (6) 完了報告

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること。

ア 報告期限

令和8年3月24日（火）

イ 記載事項

i) 委託名

ii) 契約金額

iii) 契約日、契約期間

iv) 完成年月日

v) 実施した業務概要

vi) その他、事業実施の説明に必要な書類

## (7) 事故報告

業務遂行にあたり、不適切な事務処理や事故及び遅延が生じたまたは生じる見込みとなった場合や、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに県へ報告し協議を行うこと。

## (8) 契約の変更

本業務にかかる内容や支援量等を踏まえ、県と受託者が協議の上で契約を変更できるものとする。

## (9) 業務の実施体制

ア 業務責任者等の選任

受託者は、契約締結後速やかに業務責任者を選任し、県に届けなければならない。業務責任者は、委託業務を統括し、その遂行についての指揮監督を行い、業務従事者等の指導を行うとともに、委託業務の遂行について県へ協議・報告を行う。

イ 名簿の提出

受託者は、アに定める者を配置し、従事者名簿を提出するものとする。

名簿に記載された者を変更した場合には、速やかに県に提出しなければならない。

ウ 実施体制の見直し等

業務の増減により提出した提案書に示された業務運営に係る体制の見直しや業務従事者の人員配置に増減がある場合は、事前に県と協議するものとする。

なお、提案書に満たない配置となった場合は、相当額を精査し、最終的に減額の変更契約を行うものとする。

## (10) その他、受託上の留意点

ア 受託者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、被写費、交

通費、通信費、消耗品費等全ての経費を、本業務委託料に含むものとする。

- イ 企画提案書で提案した業務は、当初契約金額内で責任をもって履行すること。
- ウ 契約締結後において、委託者の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、委託者と受託者とで取り扱いを協議する。
- エ 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- オ 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- カ 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- キ 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- ク この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- ケ 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- コ 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- サ 受託者は、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団等排除要綱」という。）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - i) 断固として不当介入を拒否すること。
  - ii) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - iii) 県に報告すること。
  - iv) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。なお、受託者が上記 ii) 又は iii) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- シ 障がい者を理由とする差別解消の推進  
受託者は、業務を実施するにあたり、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。